

令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化 されます！

相続により不動産を取得したことを知った日から、
3年以内に**相続登記の申請**をすることが必要
になります。

令和6年4月1日より前に発生した
相続も対象となるから注意してね。

相続登記申請はどうするの？

相続人全員による遺産分割協議等を行い相続人を決定した上で、申請書を作成し、その不動産の所在地を管轄する法務局に提出します。

相続登記の申請手続を代理して行う専門家である司法書士に依頼することもできます。



松江地方法務局不動産登記推進
イメージキャラクター
「縁結びトウキツネ」

詳細は法務省HP
をご覧ください↓



お問合せ 松江地方法務局

☎ 0852-32-4200

相続登記を申請しないとどうなるの？

相続で不動産を取得した相続人に対し、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請が義務付けられ、**正当な理由がないのに申請を怠ったときは、10万円以下の過料**が科せられる可能性があります。

正当な理由って何？

正当な理由と認められるのは次のとおりですが、これらに該当しない場合でも、登記官が個別事情を丁寧に確認して判断します。

- ①相続人が極めて多数に上る場合
- ②遺言の有効性等が争われる場合
- ③重病等である場合
- ④DV被害者等である場合
- ⑤経済的に困窮している場合

相続手続の準備に時間がかかるときは？

令和6年4月から始まる「相続人申告登記」があります。

①不動産の所有者について相続が開始したことや、②自らがその相続人であることを、登記官に申し出る登記です。

この登記をすることによって、相続登記の申請義務を履行したものとみなされます。



相談窓口はこちら

松江地方法務局



【相続登記が義務化されます】
https://houmukyoku.moj.go.jp/matsue/page000001_00136.html

島根県司法書士会



【相続・遺言相談センター】
☎0852-60-9211
毎週火曜日12:00~15:00
(但し、祝祭日を除きます。)